

新型コロナウイルス感染症患者の外来医療費・入院医療費について（令和5年5月8日～令和5年9月30日まで）

2023年5月2日

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5月8日から「5類」に移行することで、医療費は原則自己負担となります。

1) 外来医療費について

通常の外来と同様に医療費（窓口負担割合1～3割）となり、新型コロナウイルス感染症治療薬のみ、公費負担となります。

2) 入院医療費について

通常の入院と同様に医療費（窓口負担割合1～3割）、食事代が自己負担となります。

しかし、高額療養費制度を利用している患者は、高度療養費制度の自己負担限度から原則1～2万円を減額した額が自己負担の上限となります。

入院時に新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その薬剤費について、全額が公費負担となります。